

# 新開ハ御免蒙候

入江秀利

日田郡小野筋藤山村の庄屋忠左衛門は、村方の支配も行き届き、そのうえ、新田の開発にも抜群の手腕を發揮した。

江戸中期以降、日田代官（郡代）は、領内の新田開発に多くの治績を残したが、それも忠左衛門の功績に負うところが多いといわれる。

当時は、幕府も藩もさかんに水田の開発を奨励して幕府の立て直しを図った。そのため、江戸時代前半は水田が激増した。しかし、中期以降になると水田の開発が可能な荒蕪地にも限界がきて、しだいに起返や切添・新畑の開発に限られるようになつた。

新田開発の手立てはいくらかあるが、幕府領（天領）では当然ながら代官見立新田が多い。これは、代官が適当な荒蕪地を見立てて領民に開発させた新田である。」

の場合、新田物成（年貢）の一割が終身給与されたので、代官にとつては公私共に利得の多いものであった。

忠左衛門が活躍したのは、明和・天明の頃である。彼は、さかんに日田郡代配下の諸村を巡つて、今まで手間が掛かりすぎるために見過ごされていた川口の芦原や、海岸部の荒蕪地に目をつけ郡代に田普請を願い出た。

明和元年（一七六四）の頃、忠左衛門は、古市村の冷川口（関の江）にある芦原に水田を仕立てることを許されて、田普請の許可を得た。

このことを今に伝えるものに、平田村の露柱禪嶺居士（姓名不祥）の墓石がある（温水墓地）。

天明六丙午年八月一十四日  
「昔時関江蘆原埋之 今作新田其福甚多」

田藤山 財津忠左衛門

財津忠左衛門

明守村

屈中古箭門

右の墓碑銘にあるように平田・小浦・別府村三庄屋の

助力をえて開発に成功した。これが北・中新田である。<sup>註1</sup>

しかし、新田の開発は地元村の反対もあり、すへてか

実現するというわけにはいかなかつた。いかに荒蕪地とはいえ、秣場<sup>まくば</sup>や薪を拾う雜木林などはもとより、村人が特別の用益に使用している土地についてはかなりの抵抗

があつた。

忠左衛門が北新田のへきに目を付けたのか浜脇村朝鳥

川の川口に設けられていた七島藪草の苗田であつた。こ  
こは通称中島と呼ばれ、朝見川と源左衛門尻川に挟まれ  
た低質地で、翌年植え付ける藪草の苗を育てる株を残し  
ている苗田であった。

当時、七島筵は、豊後の名産として全国に売り出された。したがって、七島蘆草は貴重な換金作物であり、家内工業として筵を織るものもあり、農民にとってはかけがえのない副収入となっていた。

漫稿題記

由發入江陽縣海豐鎮海豐村  
町子有虎冲溪水之長潭松林  
國中楊麻勢為海豐社主之神代  
每年正月溫泉水生火把以燃燒公社  
主事則有年祭奉上至三生堂主廟後  
供奉一年而來此拜拜其神像  
此後每歲必有火把以燃燒而還鄉  
此後每歲必有火把以燃燒而還鄉

而國朝時中多有水可利宜為此社  
地主在海豐村水頭大老丈人也  
理上四處取水者多為公社主事力一方統領  
此七處同去不及半石頭浦毛家  
道孔村中多有水可利宜為此社主事  
半入眼見財財之後即為一沙堆貢  
沙頭村社主者多食水頭食、松圓場和  
儀公生稻、通打底相連合共社主者  
大濟苗圃中鴻陽陂水之下多發旱  
少水又相連公援石水亦多有社主者  
另兩公生稻百步多水仕耕水之私耕  
中水如荒言之後取水如其萬其二九之生  
耕種名姓

丙戌年正月日

庚辰年正月日  
次年次  
次年次  
次年次

忠義傳

山東一章

右成慶等奉手書相傳上不審  
通相經此本在遼寧之遼平遼河縣  
今之西村舊名金州縣東北仍名如故

後漢書

漁船廻船囲み場所証文の事（読み下し文）

一 浜脇・田野口両村入江の内七島苗田先年より銘々仕立て小々づつ養いを申し候ところ この度日田郡藤山村御庄屋忠左衛門殿右入江場所御田地になされたき旨日田御代官所えお願いなされ候ところに 早速御普請仰せ付けられ近々御普請に御懸りなされ候筈のところ

両村より忠左衛門殿へ御願い候儀は この度入江場所御普請なされ候ては 両村町方の者共沖しき高水の節漁船廻船囲み場所決して御座なく候 其の上神代より有り来たり候温泉も失せ申し候儀に御座候 左様にては町方は申すに及ばず在方迄も必しと難儀仕り候事目前に相極り候 惶れながら右場所御田地になされ候分にて御物成仰せ付けられ候様に御願い申し候えば忠左衛門殿御勘弁を以て先格の通り仰せ付けられ有難く存じ奉り候 忠左衛門殿御取り持ちにて御公選相済み

これにより忠左衛門殿え御礼として銀三百目七島苗田持中より申し上げ申す筈のところに 両村御庄屋・与頭衆中御立ち会の上 右場所の儀は漁船廻船囲み場所に申し立て候上は末々に至る迄も先格の通り相守り沖

しけ高水の節右場所え如何様に船囲い申し候共七島田持中より一言の儀申すまじく候 これにより御礼銀村役人衆御指図を以て七島苗田持中より銀武百目同百目船持中より申し上げ申すところ実正に御座候 しかるうえは七島田持屋敷崎たりとも寸尺も埋め上げ崩し取りなど仕りまじく候 若し万一左様なるご候はは七島田は申すに及ばず 居屋舗にても惣町中より御願いなされ御買取りなりられ候とも決して違乱申すまじく候猶又今年より七島苗田竿入れ畝高附け 此以後相応の御年貢御上納仕るべき筈に御受け合い申し候え共船囲い場所の儀は先格の通り少しも相違御座なく候 右七島田中中嶋渡りより下この度竿入れ御高入れに相成り候境右の外決して仕出し申すまじく候 若し万一少しにても仕出し候はは船持中より切り荒らし申すべき段承知仕り候

其のため一礼進め置くところ依つて件のごとし

浜脇村七島苗田作り

米 吉

明和二丙戌年四月日

頭奥印依つて件のことし

明和三年戊午年四月日

濱脇村庄屋

同村与頭

八郎右衛門

儀左衛門

忠左衛門

孫右衛門

織右衛門

林右衛門

喜右衛門

平兵衛

源左衛門

儀兵衛

太左衛門

藍右衛門

京五兵衛

藤右衛門

田野口村同断

甚太郎  
伊平次  
茂兵衛  
次右衛門  
又兵衛  
孫兵衛  
安兵衛  
善左兵衛  
市郎右衛門  
孫四郎  
半八郎  
長覺寺  
傳次郎  
重

浜脇  
田野口  
両村船持中

右この度両村立會い相談の上 前書の通り相極め候ところ相違これなく候 後年違乱これなきため両村庄屋・組

同 杉右衛門  
同村町 此右衛門

これは、浜脇、田の口両村の七島田作り十五名が、同村の船持ちに宛てて差し出した証文である。証文を差し出したいきさつは後で述べることにして、新開御免のことについてまず触れてみたい。

七島田作りの連中は、中島にある入江場所の水田開発を断る理由として、現状の維持をうつたえてもとうてい取り上げてはもらえないと考え、漁船・廻船の緊急非難場所の確保と、温泉泉源の枯湯とをあげている。

結局、新田に見合う物成（年貢）の上納を引き受け、忠左衛門へ銀三百両のまいないを贈つて計画をご破産にしてもらっている。

村民にとっては、大官見立新田による田地の増加のため生まれる煩わしい問題もさることながら、圃場構築に伴う土木工事、用水・排水路の普請など新田開発のために課せられる経済的、労力的負担が、両村はもとより横灘（現在の別府の通称）の百姓達にもおよぶことを考え

ると、一の足を踏まざるをえなかつたのではあるまい。ちょうど、二年前に始まつた古市村の北・中新田普請を由のあたりにしている者にしてはなおさらのことである。

これらの負担は、僅かの年貢の増加と銀三百両にはかえられないと考えたに違いない。

その後、天保四年（一八三三）、天領の村々では日田郡代塙谷大四郎から、新田に開発できる海岸の調査が命じられ、さしそく杵築筋の真那井村と大分郡の原村で海岸埋め立ての新田開発が着手された。はたして、横灘の村々には工事費が割り当てられ、おまけに、八月と九月には視察にきた郡代を始め大勢の役人の接待に莫大な出費がかかりおおいに迷惑している。

同年九月には、横灘十七ヶ村の庄屋が全員呼び出され、田普請ができる海岸の埋立て場所の調査を厳命された。北組（中石垣、北石垣、南鉄輪、北鉄輪、野田、亀川、内竪門、平田、古市、小坂、小浦村）の十一ヶ所では、亀川と南鉄輪両村の庄屋が「取調掛役」を命じられ

た。しかし、中石垣村の組頭首藤惣右衛門は、手控えの

「家宝珍事記」に、「横灘などは山吹色菓子（賄賂）沢山に献上 ゆえに新開御赦免これあるなり」と書き残しているから、横灘の村々では、こぞって新田開発を御免蒙つたのである。

ついでに、七島苗作りの者が船持ちに宛てた船囲場証文のいきさつについては、次のことが想像される。

この中島入江の苗田については、「一右之場所江如何様二船囲申候共七島田持中より一言之儀申間鋪候」との断り書があるように、従来、なんらかの意味で優位な立場にあった七島田持中が、船囲い場について船持中に色々と注文を付けていたのである。

たまたま、新田開発の話が持ち上がるごとに、七島田持中は、ただ単に七島苗田の保護ということでは開発を阻止する理由に弱いため、止むを得ず時代の時流・漁船・廻船の緊急非難場所というより妥当性の強い理由を持ち出さざるを得なかつたのであろう。そのうえ、村役人衆の幹旋もあり、まいない銀百目を船持中に負担させたため、

二重の負い目をつくってしまった。

つまり、この証文は七島苗田作りの者たちが、降つてわいた新田開発の不利益を切り抜ける手段に、船持衆を担ぎ出したため、かえつて船囲場所の確保と、苗田をこれ以上拡張しないことを約束させられた証文である。

なお「中嶋湯渡り」とは、現在十号線の朝見川に懸かる橋の一つ上流の橋を「中島橋」というので、このあたりのことをさすのである。

新田開発は、幕藩体制の維持に欠くことのできない政策ではあったが、庶民の思惑は、他の政策同様お上の思惑とは遠くかけはなれたところにあつたのである。

註1 (慶応四年「古市村御上米本途出石辻井赤米出石辻扣帳」によれば北・中新田の出来高は、四拾

九石五斗四合である。)

史料

「九州天領の研究」「家宝珍事記」「別府市誌」

(解説文)

猶船廻囲場證文之事（行末）

一浜脇・田野口両村入江の内七嶋苗田先年より銘々」仕立少々宛養ヲ申候所　此度日田郡藤山村「御庄屋忠左衛門殿右入江場所御田地二被成度」旨日田御代官所江御願被成候所ニ早速御」普請被仰付近々御普請ニ御懸り」被成候筈之所　両村方より忠左衛門殿へ御願申儀ハ「此度入江場所御普請被成候而ハ両村」町方之者共冲滋<sup>カ</sup>高水之節漁船廻船」團申場所決而無御座候其上神代より」有來候温泉も失セ申候儀ニ御座候　左様ニ而者町方ハ不及申在方迄も必至と難儀」仕候事目前ニ相極候　乍惶右場所御田地二」被成候分ニ而御物成被仰付候様ニ御願申候」得者忠左衛門殿以御勘弁先格之通被仰付」難有奉存候　忠左衛門殿御取持ニ而御公邊」相濟依之忠左衛門殿江御礼として銀三百目」七嶋苗田持中より差上申筈之所ニ両村」御庄屋与頭衆中御立會之上右場所之儀ハ漁船廻船囲場所ニ申立候上ハ末々ニ」至迄も先格之通り相守冲滋<sup>カ</sup>高水之節」右場所江如何様ニ船團申候共七嶋苗田持中より」一言之儀申間舗候　依之御礼銀村役人衆」以御指図七嶋苗田持

中より銀式百目同」百目船持中より差上申所夷正ニ御座候」然上者七嶋苗田持屋敷崎たり共寸尺も」埋上崩取抔仕間敷候　若万一本左様成仁」候ハハ七嶋苗田者不取申居屋舗ニ而も被成」御願惣町中より御買取被成候とも決而」違乱申間舗候　猶又今年より七嶋苗田」竿入敵高附此以後相應之御年貢」御上納可仕筈ニ御受合申候得共船囲場所之儀者先格之通少シ茂相違無御座候右」七嶋苗田中嶋湯渡り与里下タ此度竿入」御高入ニ相成候境右之外決而仕出申一間舗候若万一本シニ而も仕出候ハハ船持」中より切荒シ可申段承知仕候為其一札進置」所依而如件

略  
右此度両村立會相談之上前書之」通相極候所相違無之候後年違乱為」無之両村庄屋組頭奥印仍而如件

略